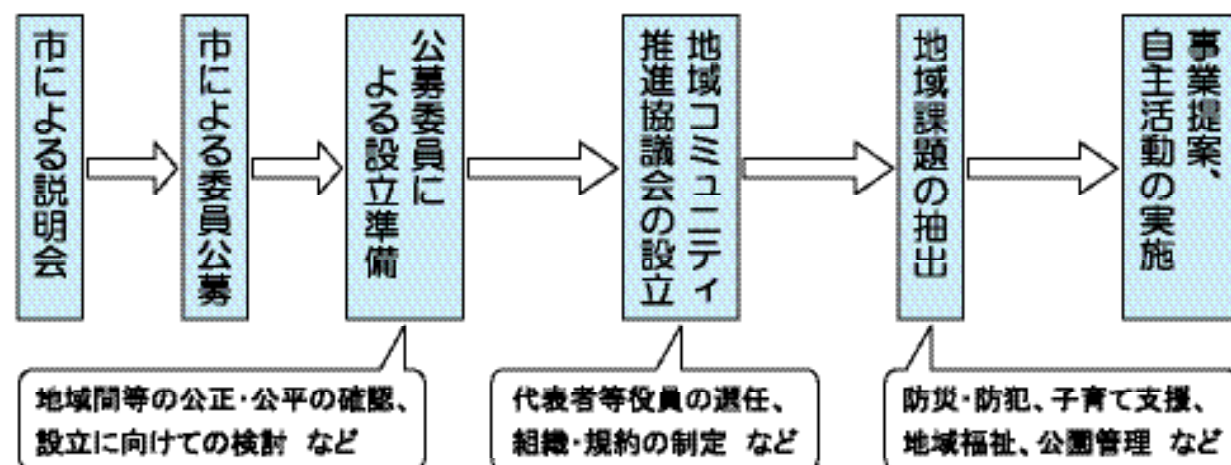


Q4. どうすれば「地域コミュニティ推進協議会」を設置できるのですか。

A4. 市による校区説明会の開始と同時に、協議会設立準備の委員を市が一斉に公募します。地区内に居住する方や地区内で活動されている方であれば、だれでも応募することができます。メンバーが決定すれば、設立総会を開催し、役員を選任と関係規約などの制定を行います。なお、協議会の設立については「住民自治」の基本的なあり方として、市では支援する体制を取っていますが、あくまでも皆さんによる自発的な設立であり、強制的なものではありません。

【「地域コミュニティ推進協議会」設置の流れ】



「地域コミュニティ推進協議会」設立のメリット

- ① 地域の一体性が確保される
住民や地域の各種団体が連携することで、地域に一体感が生まれます。
- ② 地域活動の相乗効果が期待できる
各種団体の活動を連携させることで、それぞれに刺激を与え合い、よりよい活動に発展します。
- ③ 地域内の課題解決が可能になる
住民や各種団体が連携することで、解決できなかった課題が解決できるようになります。
- ④ 効率的な役割分担が可能になる
地域内の人材を適切に配置したり、団体相互の人材活用等により、効率的な役割分担が可能になります。
- ⑤ 一定額の予算提案権が与えられる
皆さんが納めた税金の一定額を、地域の課題解決など地域住民のために活用できるよう、協議会に市に対する予算提案権をお渡しします。



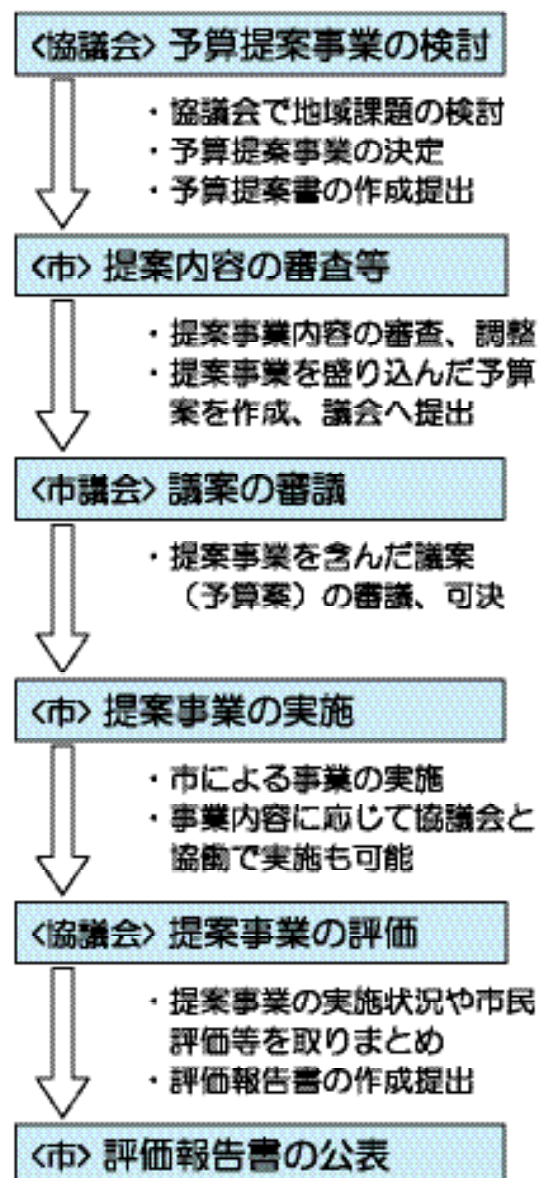
Q5. 「予算提案権」とは、どのようなものですか。金額はいくらぐらいですか。

A5. 地域課題の解決法の一つとして、市から地域コミュニティ推進協議会に権限が付与されるもので、課題解消を図るための事業を市に提案することによって、翌年度に事業化することができます。なお、協議会が提案する事業は地域課題を解決するためのもので、市が実施します。

また、予算提案権の限度額は、当面個人市民税の1%（約7,000万円）を上限とし、かつ各地域ごとに人口割等も考慮して上限（600～700万円など）を設定するものとします。

市では協議会から提出された予算提案書について、法律・条例との適合性や公平性の確保、現行制度との整合性等の観点から審査し、必要に応じて協議会と調整を行います。

【「予算提案権」活用の流れ】



◎予算提案できない事業

- ・現金給付を行うもの
- ・地域に一律物品給付を行うもの
- ・営利を第一目的とするもの
- ・特定の宗教・政治活動
- ・公共の利益を害するもの（公序良俗に反するもの、法令に反するもの）など



◎予算提案書の記載事項

- ・目的 ・概要 ・実施に当たっての留意点
- ・実施方法（住民自らが行う事項等を含む）
- ・実施費用（予算） ・実施時期・期間 など

◎提案事例

地域の実情に応じて提案をいただきますが、具体的な事例として以下のようなものが考えられます。

- ・防災・防犯関係：夜間の青色パトロールの実施、独り暮らしの方等への声掛けパトロール
- ・こどもの育成関係：こどもの居場所づくり
- ・公園管理関係：遊具、花壇等の増設、植樹、トイレの設置
- ・福祉関係：高齢者・障害者の生きがいの場の提供
- ・その他：公共施設の整備、地区内循環タクシー、コミュニティバスの運行 など

Q6. 池田市はどのような役割を果たすのですか。

A6. 市の果たす主な役割は以下のとおりです。

- 「地域コミュニティ推進協議会」から出された提案について、法令や条例等現行制度との整合性、公正・公平性の確保の観点から審査を行う
- 審査の結果、実施する必要があると認められる事務・事業について、予算面をはじめ必要な措置を講じ、それらについて協議会へ報告する
- 提案に対し、協議会へ助言等を行う
- 協議会から出された評価結果について、意見を付けて公表する



地域担当職員(サポーター)を配置します

市では上記の役割を果たすほか、協議会の設立や運営の初期支援のため、各校区に職員を2～3人程度配置します。

【主な役割】

- ・必要に応じて協議会の総会や役員会等の会議に出席し、説明支援や情報提供を行う
- ・皆さんからの意見を担当部局等に伝え、対応を図る
- ・地域分権に関する内容や手続き(書類関係)の助言等を行う



職員を対象にした「地域分権」説明会

気軽にお問い合わせください

「地域分権」制度に関するお問い合わせは、市役所政策推進課または地域担当職員に気軽にお尋ねください。

また、今後の情報提供等については『広報いけだ』やホームページなどで随時お知らせしますので、そちらも合わせてご覧ください。



【政策推進課】

☎ 754・6213 FAX 752・9785

✉ suishin@city.ikeda.osaka.jp

池田市地域分権の推進に関する条例

(前文)

わが国は、現在、近代以降において明治維新、戦後改革に次ぐ第三の改革と言われる地方分権改革の最終章を迎えるに至っている。

国においては、平成18年12月に地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）が制定され、国から地方公共団体へのさらなる権限等の移譲をめざす第二期地方分権改革に取り組むこととされている。

この地方分権改革の最終目標は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という基本理念の実現である。つまり、地方分権改革は、国から地方公共団体への権限等の移譲だけではなく、最終的には、より市民に身近な地域社会やコミュニティを核として、市民が自主的、自立的にまちづくりを行うことをめざすものである。

しかしながら、現在は、少子高齢化、家族形態の多様化等により、地域社会やコミュニティの希薄化が進行している。これは、地域における高齢者世帯や子育て世帯の支援、防災・防災対策等の様々な課題への対応がより一層求められているにもかかわらず、これらの取組みを困難にするものである。このような現状に直面している今日、地域社会やコミュニティの再生、構築はまさに急務の課題となっている。

一方、池田市域は、江戸時代には、酒造り、細河郡の種木を筆頭に、

近隣の物資の集散地として栄え、加えて著名な文人や学者の来住により文化も隆盛するなど地域力が豊かな地域であった。このような先人の歴史等を踏まえ、私たちがより活力ある地域社会やコミュニティを再生、構築することは十分可能であり、極めて大きな意義がある。

また、池田市は、市の最高規範の条例としてまちづくりの基本理念等を定めた池田市みんなで作るまちの基本条例（平成17年池田市条例第21号、以下「基本条例」という。）を制定しており、同条例に則り、市民と市との協働によるまちづくりを推進していく必要があるところである。

よってここに、市民に身近な行政を担う先端自治体として、他の地方公共団体に先駆けて地方分権改革の最終目標に到達するため、「地域分権」を積極的に推進することにより、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をめざし、この条例を制定する。



(目的)

第1条 この条例は、地域分権の推進について、その基本理念、市民の権利、市の責務その他地域分権の推進に関し必要な事項を定め、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、「地域分権」とは、地域内における共通の課題の解決及び公共の利益の増進を図るために実施する必要がある事業について、それぞれの地域は市に対し提案する権利を有すること及び市はその提案に基づき予算上の措置その他必要な措置を講ずる責務を負うこと並びにその他これらに関連するあらゆる取組みをいう。

(基本理念)

第3条 地域分権は、地域社会において、そこで暮らす市民が自主的、自立的にまちづくりを行うことにより、地域内における共通の課題の解決及び公共の利益の増進を図り、もって地域社会の活力の増進、生活環境の改善及び教育、文化、福祉等の向上に寄与することを基本理念として推進されなければならない。

(協議会の設立)

第4条 市民は、市立小学校区ごとに一を限り、その地域内に居住する市民（その地域内で、働く者及び学卒者並びに事業所を有する法人その他の団体を含む、以下同じ。）により構成する地域コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設けることができる。

2 協議会の設立に当たっては、その地域内に居住する市民の中から当該協議会の会員を募り、当該会員の中から当該会員の同意を得て代表者その他の役員を選任するとともに、名称、組織その他の規則で定める事項を規約として定め、これを市長に届け出るものとする。

(協議会の権限等)

第5条 協議会は、その地域内において実施する必要がある事業（禁止又は見直しを行う必要があるものを含み、公共の利益を害するおそれのあるものその他の規則で定めるものを除く、以下同じ。）を市に提案することができる。

2 協議会は、前項の提案に当たっては、事業の目的、内容、

実施費用その他の規則で定める事項を記載した提案書を提出するものとする。この場合において、協議会は、市に助言等を求めることができる。

3 複数の地域にわたって実施する必要がある事業については、当該複数の協議会が合同で市に提案することができる。

4 前3項に定めるもののほか、協議会は、第3条の基本理念に則り、自ら必要と認める取組みを行うことができる。

(市の責務)

第6条 市は、前条第2項の提案書について、法令及び条例その他の現行制度との整合性並びに公正及び公平性の確保の観点から審査を行い、実施する必要があると認められる事業について予算上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の審査に当たっては、市は、前条第2項の提案書の内容について、協議会に説明を求めることができる。

3 市は、協議会の設立準備及びその運営について必要と認める予算上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、地域分権の推進に関し、池田市みんなで作るまち推進会議（基本条例第22条に基づき設置されるものをいう。）の求めに応じ、必要な報告をしなければならない。

(事業の評価)

第7条 協議会は、前条第1項の措置に対する評価を適時に行い、その評価結果を市に提出するものとする。

2 市は、前項の評価結果について、市の意見を添えて公表するとともに、当該評価結果を提案し、必要があると認める場合は、適切な措置を講ずるものとする。

(市長の指示)

第8条 市長は、協議会について、第3条の基本理念に則り適正な運営がされていないと認めるときは、協議会に必要な指示をすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。